

森林における開発行為の許可に係る審議について

資料2

【林地開発許可制度の概要】

- 地域森林計画の対象となっている民有林において、1ha(太陽光発電施設の設置を目的とする場合は0.5ha)を超える森林を開発する場合は、知事の許可を要する。 (森林法第10条の2第1項、森林法施行令第2条の3)
- 知事は、①災害の防止、②水害の防止、③水の確保、④環境の保全（森林率）の4つの要件を満たすと認めるときは、これを許可しなければならない。 (森林法第10条の2第2項)
- 許可にあたっては、森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。 (森林法第10条の2第6項)

【山梨県森林審議会への諮問内容等】

- 審議の対象
開発行為のうち以下の案件
 - ① 5haを超える開発行為の許可
 - ② 変更により5haを超える開発行為等の許可
 - ③ 防災等の見地から特に知事が認めるもの
- 審議方法
山梨県森林審議会運営規則において、「審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と規定していることから、これまで、林地開発行為の許可に係る審議は、森林保全部会において実施してきた。

【昨今の状況】

林地開発許可に当たっては、森林法に規定する要件の審査だけでなく、景観や土地利用のあり方などの要因についても考慮が必要となる場合がある。

【今後の対応(案)】

特に知事が必要と認める場合には、より幅広く意見を聞くため、森林審議会の本会に諮ることとしたい。